

道路標識案内システムの問題点と課題*

Issues of road guidance system (road sign)*

桶井達彦**・荒木祐二***

By Tatsuhiko OKEI**・Yuji ARAKI***

1. はじめに

道路案内標識は、昭和61年の「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(以下標識令)の改正後、地名案内方式を基本とし路線番号や道路通称名を併記した予告標識・交差点標識(108系)表示板により、ドライバーに交差点での案内を行い、確認標識(106)により進行した道路の確認を行っている。また、現在地については地点案内標識により道路上で確認出来るように設置されている。



図-1 108系案内標識



図-1-2 106確認標識



101:区市町村

114の2-A:主要地点

図-1-3 地点案内標識

*キーワード: 交通管理、交通安全、サービス水準

** 全国道路標識・標示業協会 標識委員長

(東京都千代田区麹町4丁目2番地、

TEL:03-3262-0836、E-mail: tec@zenhyokyo.or.jp

*** 道路標識・標示業協会 技術課長

また道路案内標識は、下記の目標地¹⁾を設定しドライバーに対し連続的な案内を行ない、目的地に到達できるように案内している。(図-3 参照)

- ① 重要地 (県庁所在地、政令指定市、地方生活圏の中心都市、主要幹線道路が相互に交差する結節点を有する市他)
- ② 主要地 (二次生活圏の中心市・町、幹線道路が相互に交差する結節点を有する市、町、村他)

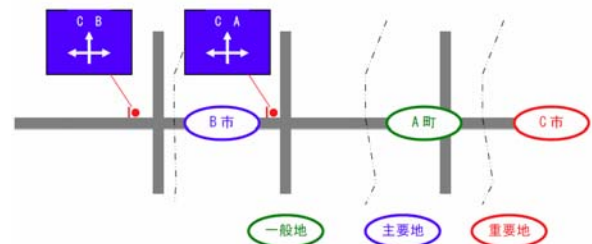


図-2 案内システム

- ③ 一般地 (上記以外の市、町、村:一次生活圏)

以上の目標地を設定し案内システムを行っている。

道路案内標識は上記案内システムを前提として、道路管理者(国・都道府県・市町村)が、それぞれが管理する道路の道路案内標識の設置を行なっている。

2. 道路案内システムの問題点

- (1) 市町村合併に伴う問題点

道路案内標識の目標地については、上述のように都道府県・市・町・村等の名前を用いて地方生活圏から一次生活圏までを誘導している。近年における市町村合併に伴い従来の市町村名が存続しない場合、主要地又は一般地名は消滅し案内が出来ない状況になっている。また吸収合併により市のエリアが拡大し、本来の市街地からかなり遠方で案内が出来ない状況となる。

図-3に示すように、B市・A町・C市の合併によりC市となった場合、主要地のB市・一般地のA町については案内が出来なくなっている。

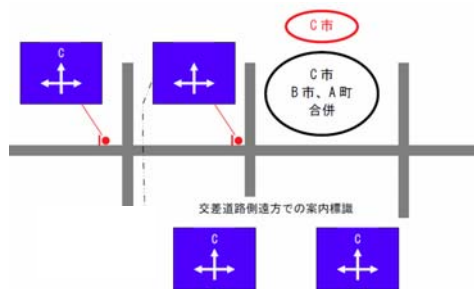


図-3 市町村合併による問題

また交差道路側の案内についても複数の路線で同一目標地となってしまう。

(2) 道路番号における問題点

道路案内標識は、生活圏相互を結ぶ道路を誘導するものであり、道路自体はその特性により主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路に区分されている。道路管理者としては一般的に主要幹線道路(国道)・幹線道路(県道)・補助幹線道路(市町村)となっている。標識政令においては、国道番号標識(118:)や都道府県番号標識(118の2)を定め当該道路上に設置し案内を行なっている。(図-4参照)



国道番号(118) 都道府県番号(118の2)
図-4 道路番号標識

現在政令指定都市・中核市などにおいては、渋滞解消のため、環状道路等の整備を行なっているが、市道のため通称名を個別に設ける場合を除き道路自体の再確認が出来ない状況になっている。

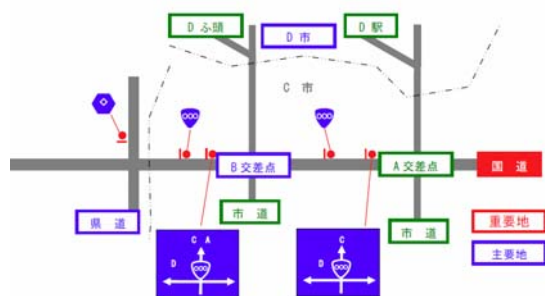


図-5 道路番号による問題

また主要幹線道路と市街中心部を結ぶ補助幹線道路については、大半が市道のため交差道路が〇〇市街の同一案内標識が設置される要因となっている。(図-5参照)

3. 案内システムの改善

(1) 市町村合併に伴う改善

市町村合併は、一次生活圏同士や二次生活圏(地方生活圏)の拡大であり、ドライバーが目的とする地域としては、非常に不明瞭となっている。また新市町村名については浸透度が低く、高齢者にとっては旧地名を補足しないと方向感覚がなくなる状態に陥りやすい。したがって新名称と旧市町村名を目標地とし設定することが、わかりやすい道路案内標識の条件だと思われる。

現在都市部では、道路結節点(主要地点:114の2-A)や駅などを主要地・一般地として採用し案内を行なっているが、市町村合併地域においても、旧市町村内の中心となる交差点を目標地とすることが、ドライバーに対して有効な案内であると思われる。改善案として重要地をC駅・一般地C交差点・主要地B交差点と設定することにより、従来の一次又は二次生活圏の案内が可能となる。(図-6参照)

政令指定都市・中核都市においても同様に、駅を対象とすることにより、本来の地方生活圏の中心部への案内は、連続的に行なわれ案内方法は改善されると思われる。

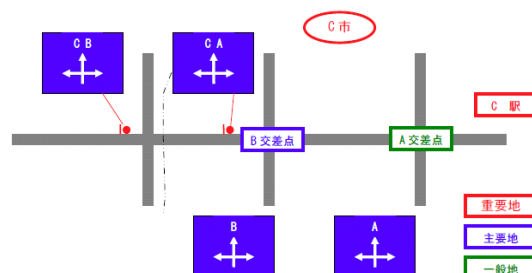


図-6 案内システム改善案

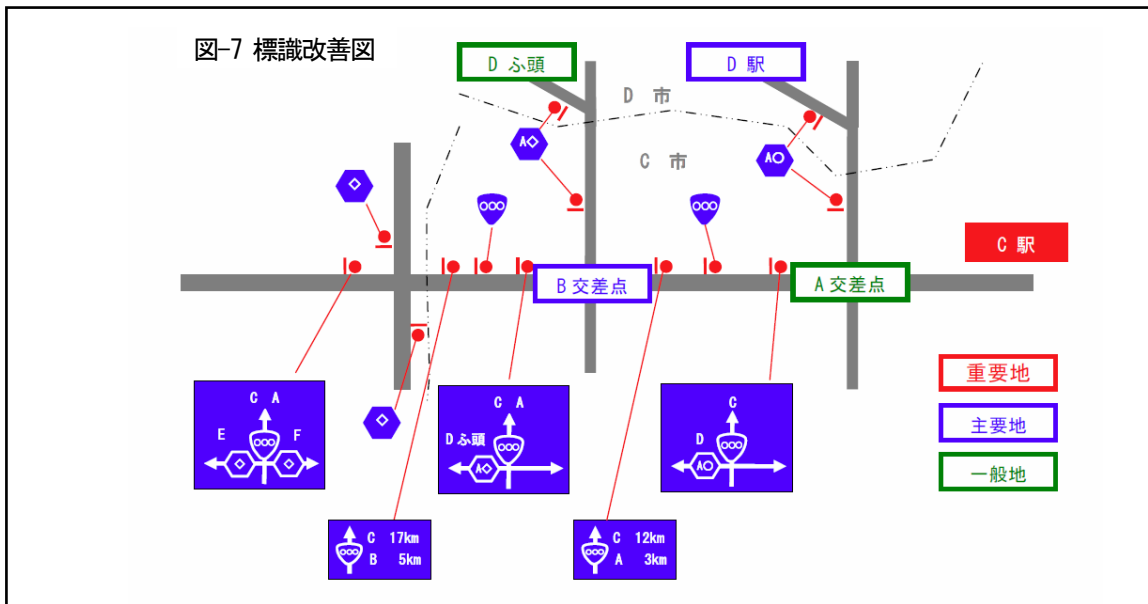
(2) 道路番号における改善

道路番号による案内は、ドライバーが走行しながら位置を確認するには有効な案内システムであり、また費用についても安いのが特徴である。

市道において、現在代替として行なっているものに道路愛称名があり多数設置されている。(写真-1参照)



写真-1 道路愛称名



しかしながら、愛称名は必ずしも全ての補助幹線道路に設定されている訳ではなく、著名施設等がある場合や古くからの呼称をもとに名称がつけられている。

今必要なのは、その地域において案内する補助幹線道路を指定し、県道番号と同一形状で頭文字にアルファベット等を付加したA〇〇等の番号を設定し整備を行なうことが必要であると思われる。(図-7 参照)

参考文献

- 1) 道路標識設置基準・同解説 社団法人 日本道路協会 昭和62年1月
- 2) 道路標識ハンドブック 社団法人 全国道路標識・標示業協会 2004

4. 今後の課題

現在道路案内標識は、道路管理者毎に維持管理を行っている。そのため道路案内標識が示す目的地に最終的には到達しない場合や、目標地としての整合性が取れない道路案内標識が数多く存在しており、一般ドライバーの混乱を招いているケースが見受けられる。

わかりやすい道路案内標識を設置するためには、その地方共通の目標地図をそのエリアに関わる道路管理者が設定し、案内すべき道路等の選定を含め、路線ごとの整備からエリア全体として整備していくことが今後の課題となる。

5. おわりに

当協会としても、わかりやすい道路案内標識の整備に積極的に協力することにより、より安全・安心な道路が実現されることを切に願っている。